

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2022(令和4)年度

5号(通算405号)

(令和4年8月1日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【厚労省】「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」を発出 1

※事務連絡差し替えによる一部内容訂正 1

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【厚労省】「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」を発出

※事務連絡差し替えによる一部内容訂正

令和4年7月29日(金)発出「障害福祉関係ニュース2022(令和4)年度4号(通算404号)」記載の「3.「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」を発出」に添付した事務連絡の発出元が訂正されましたのでお知らせいたします。以下のとおり、本文の修正箇所を下線を引いて差し替え内容を明記します。

【訂正前】

障害保健福祉部障害福祉課

【訂正後】

障害保健福祉部障害福祉課／厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

(以下、障害福祉関係ニュース2022(令和4)年度4号(通算404号)/7月29日発行の本文修正箇所を下線)

厚生労働省は7月22日、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(第33回、7月22日)でまとめた方針をもとに、同日付で予防接種の実施に係る通知を改正しました。そして、通知改正を知らせる事務連絡「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」(令和4年7月22日付、健康局予防接種担当参事官室)を都道府県・市町村・特別区の衛生主管部(局)宛に発出しました。事務連絡は4回目接種の対象拡大範囲等を伝えています。全社協・社会福祉施設協議会連絡会は7月7日付で、福祉従事者に対するワクチンの4回目接種を要望していました。

【事務連絡が伝える対象拡大の範囲】

- ①改正通知が18歳以上60歳未満の「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」を4回目ワクチン接種の対象者と規定したこと
- ②分科会の議論を踏まえ、具体的には重症化リスクが高い多くの方がたに対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者

また、事務連絡「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」（令和4年7月29日付、障害保健福祉部障害福祉課／厚生労働省健康局予防接種担当参事官室）を都道府県・指定都市・中核市の障害保健福祉主管部（局）宛に発出し、4回目接種対象者の拡大に関する全国自治体向け速報Q&A Ver. 5（7月28日時点）を示しています。

【全国自治体向け速報Q&A Ver. 5の主な内容】

- ①「高齢者施設等の従事者」には、障害者総合支援法による障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）、福祉ホーム）であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。
- ②高齢者はいないが重症化リスクの高い障害者が多くいる施設の従事者や、通所系や訪問系の障害福祉サービスの従事者も対象に含まれる。

7月22日付事務連絡、7月29日付事務連絡は添付ファイルを、7月7日付要望は下記URLよりご覧ください。

【全社協HP】 <https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/teigen/covid-19/20220707vaccine.pdf>